

AI生成物の知的財産法による保護

弁護士 澤田 将史¹

1 はじめに

近年、人工知能(AI)の高度化が急速に進み、AIが発明・創作物を生成する例が多数出てきている。例えば、AIがビートルズ風の楽曲を生成したり、レンブラントの絵画を生成したり、さらには、AIが生成した短編小説が星新一賞の一次審査を通過したりするなど、AI生成物が話題となってきた。

このようにAI技術が目覚ましい進歩を遂げるに伴い、AI生成物がどのような法的保護を受け得るか、世界各国で議論が活発化してきている。折しも、Surrey大学のRyan Abbott教授やAI開発者であるStephen L. Thaler氏らが率いるチームにより、「DABUS」というAIを発明者とする特許出願が各国でなされ、その特許出願の可否に関する帰結に注目が集まっている。

2021年7月28日には、南アフリカにおいて、上記特許出願が受理され、AIを発明者とする初の特許として登録された²。また、2021年7月30日には、オーストラリア連邦裁判所において、同じくAI「DABUS」を発明者とする特許出願に関して、「AIは特許法上の発明者になり得る」³と判示し、オーストラリア特許庁による特許出願の拒絶審決を無効とする判決を下した。

一方で、2021年9月21日には、英国控訴院は「特許は法律上の権利であり、人間にのみ付与されるものである(A patent is a statutory right and it can only be granted to a person)」⁴として、AI「DABUS」を発明者とする特許出願は認められない旨の判決を下した⁵。米国特許商標庁(USPTO)も、「AIは特許出願の際に発明者として登録できない」「発明者になれるのは自然人に限られる」との見解を公表している⁶。また、欧州特許庁(EPO)も発明者をAI「DABUS」とした出願について、欧州特許において指定される発明者は自然人でなければならないとい

う解釈を前提に発明者の記載に不備があるとして出願を却下する決定を下した⁷。

このように、世界各国でもAI生成物の保護をめぐる、様々な判断がなされており、現在においても議論が決着を見ていない。

本稿では、こうした状況を踏まえ、我が国におけるAI生成物の知的財産法による保護の現状を展望したい。

2 AI生成物に関する概念の整理

ここまで説明を控えていたが、「AI」とは、「Artificial Intelligence」の略称であり、「人工知能」を意味する。AIについて明確で統一的な定義があるわけではないが、次の2つに大別する立場がある。

- ・人間の知能そのものを持つ機械を作ろうとする立場からの汎用的なAI(強いAI)
- ・人間が知能を使ってすることを機械にさせようとする立場からのAI(弱いAI)

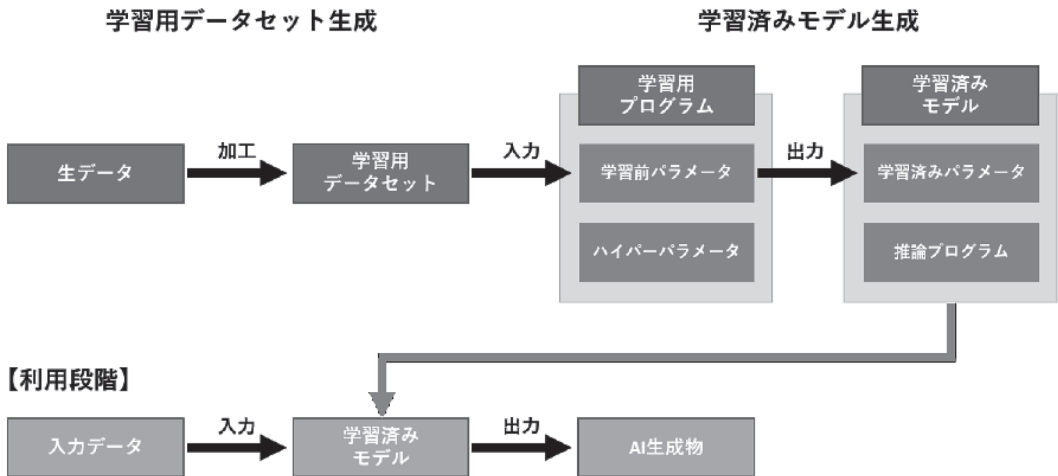
現状実用化が進められているのは、弱いAIであり、典型的には機械学習(あるデータの中から一定の規則を発見し、その規則に基づいて未知のデータに対する推測・予測等を実現する学習手法)を行うAIである。このような弱いAIの学習・利用段階の流れは、次のとおりである(後掲図1も参照)。

学習段階は、センサやカメラ等により収集・蓄積された「生データ」から、学習段階の成果物である「学習済みモデル」を生成することを目的とする段階である。

利用段階は、学習段階の成果物である「学習済みモデル」に入力データを入力して、「AI生成物」を出力することを目的とする段階である。

本稿では、「AI生成物」とは上記の弱いAIの「学習済みモデル」に入力データを入力することで出力されたデータに限らず、強いAIが(入力データの

【学習段階】

図1 学習段階・利用段階の流れ⁸

選択も含めて) 自律的に生成したデータも指す概念として用いることとし、前者を「弱いAIの生成物」、後者を「強いAIの生成物」という。

3 著作権法による保護

実は、我が国でAI生成物の保護に関する議論が最も盛んに行われてきたのは著作権法の分野である。そのため、まずは著作権法による保護についての議論の状況を見ていきたい。

著作権法上、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(同法2条1項1号)と定義されている。現行著作権法上は、「思想又は感情」は人間の固有のものであると解されていることから⁹、著作物に当たるのは人間が創作したものに限られる。したがって、その生成過程において、人間の創作行為がないものについては、著作物には当たらないと解される。

それでは、生成過程に人間の創作行為があるかどうかについては、具体的にどのように判断すればよいのであろうか。この点については、約30年前のものではあるが、コンピュータグラフィックス、機械翻訳や自動作曲などのコンピュータによる創作物に関する類似論点につき、整理・検討された「著作権審議会第9小委員会(コンピュータ創作物関係)報告書」(第9小委員会報告書)¹⁰が参考となる。第9小委員会報告書では、「コンピュータ創作物についても、人が思想感情を創作的に表現するための『道

具』としてコンピュータ・システムを使用したものと認められれば、その著作物性は肯定される」と述べた上で、具体的には、

- ①思想感情をコンピュータ・システムを使用してある結果物として表現しようとする創作意図
- ②創作過程において、人が具体的な結果物を得るための創作的寄与と認めるに足る行為を行ったこと
- ③結果物が客観的に思想感情の創作的表現と評価されるに足る外形を備えていること

の3つの要件を全て満たすことが必要である旨が述べられている。

この第9小委員会報告書の整理については、知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報材検討委員会「新たな情報材検討委員会報告書—データ・人工知能(AI)の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて—」(平成29年3月)(新たな情報材検討委員会報告書)¹¹においても、前提とされている。新たな情報材検討委員会報告書においては、上記第9小委員会報告書の整理を前提として、

- ①AI生成物を生み出す過程において、学習済みモデルの利用者に創作意図があり、同時に、具体的な出力であるAI生成物を得るための創作的寄与があれば、利用者が思想感情を創作的に表現するための「道具」としてAIを使用して当該AI生成物を生み出したものと考えられることから、当該AI生成物には著作物性が認められ、その著作者は利用者となる

②利用者の寄与が、創作的寄与が認められないような簡単な指示にとどまる場合(AIのプログラムや学習済みモデルの作成者が著作者となる例外的な場合を除く)、当該AI生成物は、AIが自律的に生成した「AI創作物」と整理され、現行の著作権法上は著作物と認められないこととなると述べられている。

筆者としても、これらの報告書の整理は適当であると考えており、AI生成物が著作物に該当するためには、その生成過程において人間の創作意図と創作的寄与が必要であると考ええる。

この考え方によると、AIが自律的に生成したものである強いAIの生成物は、人間の創作意図も創作的寄与も認められず、著作物には当たらない。

他方で、弱いAIの生成物については、人間の創作意図が認められることは多いと思われるが、人間の創作的寄与が認められるかどうかはケースバイケースということになる。例えば、画像生成AIの学習済みモデルに対して、単純な指示だけすれば画像が生成されるようなケースでは、創作的寄与がないという評価になる可能性はある。冒頭で言及した「The Next Rembrandt」¹²プロジェクトで用いられたアルゴリズム(レンブラントの絵画の主題、構図、服装の特徴、性別、年齢などを学習したもの)に新たなレンブラント風の絵画を生成させる指示をする程度であれば、創作的寄与がないと考える。これは、AIを人間に置き換えてみた場合に、画家に対して「このような感じの絵を描いてほしい」と依頼するようなものであり、このようなケースで依頼者が著作者にならないのは当然であろう。

これに対し、創作の指示にとどまらず、生成過程において人間が一定程度関与して最終的な生成物が生成されるようなケースでは、創作的寄与があると評価される可能性はある。冒頭で言及した星新一賞の一次審査を通過した作品は、「プロットは人間が考えているが、実際に書く作業はコンピュータが行なって」いる、「人間が8割から9割方書いており、コンピュータの寄与は1割から2割」とのことであるから¹³、人間の創作的寄与があると評価される可能性が高い。

なお、以上ではAIの学習済みモデルの利用者がAI生成物を創作したといえるかどうかを検討してきたが、AIの学習済みモデルの作成者がAI生成物を創作したといえるかも一応問題とはなる。AIの学習済みモデルの作成者であるとはいえ、具体的な個々

のAI生成物の創作に関して創作的寄与をしているとは認められないのが通常であると考えられる。したがって、AIの学習済みモデルの作成者の意図及び寄与に基づいて著作物性が認められるということは通常考えづらい。

4 特許法による保護

特許法上、発明は「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されている(同法2条1項)。そして、特許法は「産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。」(同法29条1項柱書)としており、「発明をした者」が特許を受けることができる、いわゆる発明者主義が定められている。ここで「発明をした者」は、真に発明をなした自然人を意味すると解されている¹⁴。したがって、その生成過程において、自然人(人間)の創作行為がないものについては、発明には当たらないと解される。

以上の整理は、著作権法と同様であり、また、自然人(人間)の創作行為があるかどうかの具体的な基準についても著作権法の考え方(生成過程において人間の創作意図と創作的寄与が必要である)と同様であると考ええる。

この点に関連して、特許庁は、特許法上の発明者を自然人と解しており、願書の記載事項に関する「特許法第36条第1項第2号に規定する発明者を自然人と解することは、特許法の次の規定の内容とも整合します。

- ・産業上利用することができる発明をした者が、その発明について特許を受けることができる(特許法第29条第1項柱書き)。
- ・特許を受ける権利は、移転することができる(特許法第33条第1項)。
- ・特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願しなければ、第三者に対抗することができない(特許法第34条第1項)。

すなわち、発明者は特許を受ける権利を発明の完成と同時に有する主体であり、特許を受ける権利を有する発明者が当該権利を出願前に移転することができるとするこれらの規定は、発明者は、権利能力を有する者であって出願人になり得る者として自然人であることを予定している。」との見解を示している¹⁵。この解釈を前提として、特許庁は、特許出願の願書等における発明者の表示に関し、「発明者の

表示は、自然人に限られるものと解しており、願書等に記載する発明者の欄において自然人ではないと認められる記載、例えば人工知能(AI)等を含む機械を発明者として記載することは認めていません」としており、AIを発明者とする特許出願をしても認められないこととなる。このような解釈の提示がされたのは、諸外国におけるAI「DABUS」を発明者とする出願を意識してのことであるように思われる。

なお、この特許庁の整理は、強いAIの生成物を念頭に置いたものであると思われるが、上記のとおり、弱いAIの生成物の生成過程において人間の創作意図と創作的寄与がある場合には、人間が創作したものとして、当該人間が発明者となろう¹⁶。

5 不正競争防止法による保護

(1) AI生成物の不正競争防止法上の位置付け

不正競争防止法は、創作保護法である著作権法及び特許法と異なって、事業者の営業上の利益の保護を図り、事業者間の公正な競争の確保を図るために一定の行為を規制する法律である。

このような性格の違いから、著作権法及び特許法と異なって、以下に述べる営業秘密や限定提供データとして不正競争防止法上の保護を受けるに当たっては、人間が創作したものであるかが問題とはならないという点に特徴がある。すなわち、強いAIの生成物であることのみをもって、営業秘密や限定提供データとして保護が受けられなくなるということはないのである。もちろん営業秘密や限定提供データとして保護を受けるに当たっては、次に述べる適切な管理がなされることが必要であるなど一定の要件を充足する必要がある、AI生成物が常にその保護を受けられるわけではないが、これまで見てきたようなAI生成物の保護の最大の難点がないという点は重要である。そのため、AI生成物を知的財産権によって保護することを希望する場合には、営業秘密や限定提供データとしての保護というのは1つの選択肢となろう。

以下、不正競争防止法上の営業秘密・限定提供データとしての保護について簡単に解説を行う。

(2) 営業秘密としての保護

不正競争防止法は、他人の技術開発、商品開発等の成果を冒用する行為等を不正競争として禁止している。具体的には、ブランド表示の盗用、形態模倣等とともに、営業秘密の不正取得・使用・

開示行為等を差止め等の対象としており、不法行為法の特則として位置付けられるものである。

不正競争防止法2条6項は、営業秘密を

- ①秘密として管理されている(秘密管理性)
- ②生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、(有用性)
- ③公然と知られていないもの(非公知性)

と定義しており、この三要件全てを満たすことが法に基づく保護を受けるために必要となる。

限定提供データに関しては経済産業省が「営業秘密管理指針」を策定しているため、実務上は当該指針を参照して、営業秘密該当性を判断するのが望ましい¹⁷。AI生成物が営業秘密に該当するかに関しては、特に情報の属性に関する上記③公然と知られていないものであるかどうか(AIが生成したものが公然と知られた情報と同一であるか)が問題となろう。

営業秘密に関する行為がおよそ全て不正競争行為に当たるということにはされておらず、一定の不正と評価される営業秘密の取得・使用・開示行為のみが不正競争行為の対象とされている(不正競争防止法2条1項4号~10号)。

営業秘密に関する不正競争行為に対しては、差止・廃棄請求(不正競争防止法3条)、損害賠償請求(同法4条)、信用回復等措置請求(同法14条)が認められており、刑事罰(同法19条1項1号~9号)も課されている。

(3) 限定提供データとしての保護

AI・IoT・ビッグデータ等の新しい技術等が進展する第四次産業革命を背景として、商品として広く提供されるデータやコンソーシアム内で共有されるデータなど事業者等が取引等を通じて第三者に提供するデータを念頭に置いて不正競争防止法で「限定提供データ」を定義した上で、その不正な取得、使用、開示等を不正競争行為とする限定提供データ保護制度が導入された(2019年7月1日から施行)。上記の営業秘密保護制度と同様に不法行為法の特則として位置付けられる。

不正競争防止法2条7項は、限定提供データを「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。…)により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されて

いるものを除く。)」と定義している。また、同法19条1項8号ロは、「その相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となっている情報と同一の限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為」を限定提供データに係る不正競争行為の適用除外としている。

これらの規定を踏まえると、保護の対象となる限定提供データは、

- ①業として特定の者に提供する情報として、
 - ②電磁的方法により相当量蓄積され、
 - ③電磁的方法により管理されている、
 - ④技術上又は営業上の情報であって、
 - ⑤秘密として管理されているものでなく、
 - ⑥無償で公衆に利用可能となっている情報と同一のものでない情報、
- ということになる。

限定提供データに関しては経済産業省が「限定提供データに係る指針」を策定しているため、実務上は当該指針を参照して、限定提供データ該当性を判断するのが望ましい¹⁸。AI生成物が限定提供データに該当するかに関しては、特に上記⑥無償で公衆に利用可能となっている情報（オープンデータ）と同一でない情報かどうか（AIが生成したものがオープンデータと同一であるか）が問題となろう。

限定提供データについては、データ提供者の利益の適切な保護とデータ利活用の促進のバランスを考慮して、正当な事業活動を阻害しない範囲で、「必要最小限の規律」を設けることとされており、営業秘密よりも不正競争行為に該当する範囲が狭められている点には注意が必要である（不正競争防止法2条1項11号～16号）。

限定提供データに関する不正競争行為に対しては、営業秘密と同様の民事の救済措置が認められているが、刑事罰は課されていない。

6 一般不法行為による保護

AI生成物に関し、知的財産法の保護を受けない場合であっても、AI生成物の利用について民法上の不法行為（同法709条）として保護される可能性はある（知的財産権の保護が受けられない場合に検討される場面では、一般不法行為と呼ぶことが多い）。

一般不法行為の成否に関し、最判平成23年12月8日民集65巻9号3275頁〔北朝鮮映画事件〕は、著作

権法6条に該当しない北朝鮮の国民の著作物について、「同条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である」と判示している。

同判決の判示するとおり、理論的には、知的財産法が保護の対策としている利益と異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がある場合には不法行為を構成する可能性がある。もっとも、同判決の後に、知的財産権に関連する事件で、知的財産法が保護している利益と異なる法的に保護された利益の侵害があるとして一般不法行為の成立を認めた裁判例は存在しない。AI生成物の利用についてこのような一般不法行為が成立するかどうか判断された事例もないが、これまでの裁判例の傾向を見ると、一般不法行為が成立する可能性は低いと考えておくべきであろう。

7 おわりに

以上見てきたとおり、現時点において、AI生成物の中で、著作権法や特許法において、保護の対象外とされるものは相当程度存在し、知的財産法による保護は十分とはいえない。

それでは、AI生成物に対する知的財産法における立法についてどのように考えるべきであろうか。

保護の観点では、①著作権法や特許法でAI創作物も著作物や発明に該当するよう改正をする、②AIが生まれる過程における投資を保護するという観点からAI生成物について著作隣接権類の権利を付与する、③AI生成物へのフリーライドを不正競争行為として規定するなど様々な方法が考えられるであろう。保護に当たっては、AIは人間よりも生成を効率的に行うことができることから、AI生成物が無尽蔵に創作される可能性があるという点には留意が必要であろう。

他方で、AI生成物の特徴として、コンテンツや発明に関しては、強いAIの生成物、弱いAIの生成物、人間の生成物のいずれに当たるかがその物自体を見てもわからない場合があるという点がある。すなわち、一見すると著作物に見えるものでも、実は強いAIの生成物で著作物ではないという可能性も存在するわけである。このような場合に、著作物ではないAI生成物であるにもかかわらず、人間の手によるも

のであると主張する僭称コンテンツ問題¹⁹が存在する。今後このような僭称コンテンツが多数登場してきた場合には、罰則等による対応が必要となるかもしれない。

筆者の知る限りは、現時点においてAI生成物にフォーカスした具体的な法改正の議論はされていないが、AI技術の進歩は目覚ましく、近い将来には議論が始まる可能性は十分に存在する。本稿は、あくまでも現状の整理に重きを置いたところであるが、現状の整理をもとに未来に目を向けた活発な議論がなされることを期待したい。

¹ 三村小松山縣法律事務所パートナー・前文化庁著作権課著作権調査官。本稿は筆者の個人的見解であり、過去所属した組織又は現在所属する組織の見解ではない。

² CIPC「Patent Journal」VOL53 No.07 255頁に「DABUS, The invention was autonomously generated by an artificial intelligence」との記載がある。

URL : https://iponline.cipc.co.za/Publications/PublishedJournals/E_Journal_July%202021%20Part%202.pdf (最終確認日: 2021年11月29日)

³ FEDERAL COURT OF AUSTRALIA 「Thaler v Commissioner of Patents [2021] FCA 879 (Judgments)」(2021/7/30)

URL : <https://www.judgments.fedcourt.gov.au/judgments/Judgments/fca/single/2021/2021fca0879> (最終確認日: 2021年11月29日)

⁴ BBC NEWS 「AI cannot be the inventor of a patent, appeals court rules」(2021/9/23)

URL : <https://www.bbc.com/news/technology-58668534> (最終確認日: 2021年11月29日)

⁵ JETRO知財ニュース「英国控訴院、AI「DABUS」を発明者とする特許出願について判決」(2021/9/23)

URL : https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/europe/2021/20210923.pdf (最終確認日: 2021年11月29日)

⁶ URL : https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/16524350_22apr2020.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term= (最終確認日: 2021年11月29日)

⁷ 「EPO publishes grounds for its decision to refuse two patent applications naming a machine as inventor」(28 January 2020)

URL : <https://www.epo.org/news-events/news/2020/20200128.html> (最終確認日: 2021年11月29日)

⁸ 経済産業省『AI・データの利用に関する契約ガイドライン-AI編-』(平成30年6月)12頁

URL : <https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-3.pdf> (最終確認日: 2021年11月29日)

⁹ 加戸守行『著作権法逐条講義〔六訂新版〕』(著作権情報センター、2013年)22頁。

¹⁰ 文化庁「著作権審議会第9小委員会(コンピュータ創作物関係)報告書」(平成5年11月)

URL : https://www.cric.or.jp/db/report/h5_11_2/h5_11_2_main.html (最終確認日: 2021年11月29日)

¹¹ URL : https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf (最終確認日: 2021年11月29日)

¹² URL : <https://www.nextrembrandt.com/> (最終確認日: 2021年11月29日)

¹³ PC Watch「人工知能は小説を書けるのか ~人とAIによる共同創作の現在と展望」

URL : <https://pc.watch.impress.co.jp/docs/news/749364.html> (最終確認日: 2021年11月29日)

¹⁴ 中山信弘『特許法〔第4版〕』(弘文堂、2019年)45頁

¹⁵ 特許庁「発明者等の表示について」(令和3年7月30日)

URL : <https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsumei.html> (最終確認日: 2021年11月29日)

¹⁶ なお、齋藤歩記・小林和人・平塚三好「AIを発明者とする特許出願とその発明プロセスに関する試論」『パテント2020(9月号)』57頁は、「DABUS出願における発明行為は、Thaler氏がDABUSを道具として利用したものであり、Thaler氏が発明者として認められる可能性があると考え。」と指摘している。

¹⁷ 経済産業省「営業秘密管理指針」(最終改訂:平成31年1月23日)

URL : <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf> (最終確認日: 2021年11月29日)

¹⁸ 経済産業省「限定提供データに係る指針」(平成31年1月23日)

URL : <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf> (最終確認日: 2021年11月29日)

¹⁹ 奥邨弘司「人工知能が生み出したコンテンツと著作権」『パテント70巻2号』(2017年)10頁